

## 令和2年度 文教委員会資料②

### 【所管事務の調査（報告）】

「(仮称)川崎市パートナーシップ宣誓制度」(案)について

**資料1** 「(仮称)川崎市パートナーシップ宣誓制度」(案)について

**資料2** 「(仮称)川崎市パートナーシップ宣誓制度」(案)について御意見をお寄せください

**参考資料** 政令指定都市におけるパートナーシップ宣誓制度導入状況

市 民 文 化 局

(令和2年4月9日)

# 「(仮称)川崎市パートナーシップ宣誓制度」(案)について

## 1 趣旨

本市では、令和元年12月、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していくため、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例(令和元年川崎市条例第35号)」を制定いたしました。

こうした中、性的マイノリティ当事者の抱える生きづらさを解消するため、当事者の生活上の障壁を取り除く取組が重要であるとの認識の下、パートナーシップの宣誓を公的に認める制度について、他都市における事例を調査研究するとともに、川崎市人権施策推進協議会における審議の状況等も踏まえながら、これまでの間、検討を重ねてまいりました。

この度、当事者自身が人生のパートナーであることを宣誓することにより、本市が宣誓の事実を公的に認める「(仮称)川崎市パートナーシップ宣誓制度」を創設し、パートナーとして、共に生活をしていきたいというカップルの気持ちを受け止めることといたします。

※本制度は、宣誓を行った当事者に、法的な権利の発生や、義務の付与を伴うものではありません。

## 2 人権施策推進協議会の審議の状況

令和2年3月25日、性的マイノリティの人々の人権に関して、川崎市人権施策推進協議会がとりまとめた「答申」は、「I 関連制度の創設等について」、「II 差別の禁止について」、「III 当事者や家族へのサポートについて」、「IV 啓発活動について」の4章建て10項目から構成されており、その中の項目1では、「(仮称)川崎市パートナーシップ制度」を創設するべきである」と明記されています。

(理由)

- ◆ 法律上、存在しないかのような扱いになっている性的マイノリティのカップルについて、川崎市としてその存在を受け止める制度を創設するべきである。
- ◆ 公的に認証することは、性的マイノリティを理由とする差別の解消や啓発、また当事者等への支援にとって効果的である。
- ◆ 対象となるカップルや具体的な手法等は、他都市における制度導入状況を参考にし、制度の設計を行うことが望ましい。

## 3 定義

(1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとして相互に協力し合いながら、継続的に日常生活を共にし、又はすることを約した一方又は双方が典型とされない性的指向又は性自認を有する2人の関係をいう。

\*戸籍上、異性間の2人を含む。いわゆる「事実婚」は除く。

(2) 宣誓 2人の者が市長に対し、パートナーシップを有することを誓うことをいう。

## 4 宣誓をすることができる者

宣誓をすることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 成年に達している者であること。
- (2) 市内に住所を有する者又は転入(新たに本市の区域内に住所を定めることをいう。以下同じ。)を予定している者であること。
- (3) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)のない者又は宣誓をするときにおいて当該宣誓に係るパートナー以外の者とのパートナーシップを有しない者であること。
- (4) 宣誓に係るパートナーが民法(明治29年法律第89号)第734条(近親者間の婚姻の禁止)及び第735条(直系姻族間の婚姻の禁止)の規定により婚姻をすることができない者でないこと。

## 5 必要書類

- (1) 宣誓をするときにおいて、宣誓者が市内に住所を有する場合にあっては、住民票の写し又は住民票記載事項証明書(宣誓をする日(以下「宣誓日」という。)以前3月以内に交付されたものに限る。)
- (2) 宣誓者が転入を予定している場合にあっては、その旨が確認できる書類
- (3) 配偶者がいないことを証明する書類(宣誓日以前3月以内に交付されたものに限る。)
- (4) 本人確認書類(運転免許証等)
- (5) その他市長が必要と認める書類

## 6 宣誓の方法

宣誓をしようとする者は、予約の上、2人で制度所管部署に来庁し、市職員の面前において、「パートナーシップ宣誓書」及び「パートナーシップ宣誓に関する確認書」を自ら記入し、必要書類を添えて、市長に提出する。

## 7 交付する書類

- (1) パートナーシップ宣誓書受領証
  - (2) パートナーシップ宣誓書受領証明カード
  - (3) パートナーシップ宣誓書の写し
- \*原則、即日交付。ただし、提出書類の不備等があれば後日の交付となる。

## 8 受領証の返還

上記の受領証等の交付を受けた者(以下「受領者」という。)は、次のいずれかに該当するときは、当該受領証等を返還する。

- (1) 宣誓に係るパートナーシップが解消されたとき。
- (2) 市内に住所を有しなくなったとき。
- (3) 「4 宣誓をすることができる者」の(3)に該当しなくなったとき。
- (4) 「4 宣誓をすることができる者」の(4)に該当しなくなったとき。
- (5) 受領証等の返還を希望するとき。
- (6) その他市長が受領証等の返還が必要と認めるとき。

また、市長は、受領者がパートナーシップを有しないと認めるとき又は「4 宣誓をすることができる者」の要件に該当しないと認めるときは、受領証等が返還されたものとみなすこととし、受領証等の交付番号(受領証等ごとに付与された番号をいう。)を公表することができる。

## 9 重複宣誓等への対応

制度対象となる起点の行為が、カップルの自己申告によるため、重複宣誓の防止を図る必要があることから、受付窓口を制度所管部署に一元化し、また、定期的に宣誓要件充足の確認を実施する。

## 10 期待される効果

市営住宅への入居、病院における医療行為の説明及び同意、携帯電話会社の家族割の適用、生命保険会社の保険金の受取人指定など、当事者が受けるサービスの拡大が期待される。

そのため、市は、パートナーシップ宣誓制度の趣旨が適切に理解され、受領者に対して公平かつ適切な対応が行われるよう、市民や事業者への周知啓発に努める。

## 11 その他

- (1) 本制度は、要綱に基づくもので、婚姻と異なり、法的な権利・義務は発生せず、法的な効力を有しない。
- (2) 宣誓、受領証等の発行による手数料はかからない。ただし、必要書類の取得に関する手数料は自己負担とする。
- (3) 市長が特に認める場合は、通称を使用することができる。
- (4) 受領証等を紛失した場合の再交付の申請や、住所又は氏名の変更届について定める。

## ～ 今後のスケジュール ～

令和2年4月10日～5月11日	パブリックコメント手続
令和2年6月中下旬	文教委員会(パブリックコメント手続の結果の報告)
令和2年7月1日	制度施行(要綱根拠)

## 「(仮称)川崎市パートナーシップ宣誓制度」(案) について御意見をお寄せください

川崎市では、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していくため、令和元年12月に「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」を制定しました。

この度、当事者自身が人生のパートナーであることを宣誓することにより、本市が宣誓の事実を公的に認める「(仮称)川崎市パートナーシップ宣誓制度」を創設することといたしましたので、皆様の御意見をお寄せください。

### 1 意見募集の期間

令和2(2020)年4月10日(金)から5月11日(月)まで

### 2 意見の提出方法

次のいずれかの方法により、御提出ください。

\*電話及び来庁(口頭)による意見等はお受けできませんので、御了承ください。

#### (1) 電子メール

川崎市ホームページの「意見公募(パブリックコメント)」にアクセスし、案内にしたがって、専用フォームから送信してください。

#### (2) 郵送又は持参

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル9階  
市民文化局 人権・男女共同参画室 宛て

\*できるだけ、閲覧資料に付属の「意見書」を使用してください。「意見書」以外で提出される場合は、必ず、「題名」、「氏名(法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名)」及び「連絡先(電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所)」を明記してください。「氏名」・「連絡先」は、「意見書」の内容を確認させていただく場合があるために記載をお願いするものです。

\*郵送の場合、当日消印有効です。

\*持参の場合、開庁時間(平日午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時15分まで)に、上記の市民文化局人権・男女共同参画室に提出してください。

#### (3) FAX

FAX番号 (044)200-3914

### 3 資料の閲覧方法

川崎市ホームページから閲覧できるほか、かわさき情報プラザ(川崎市役所第3庁舎2階)、各区役所の市政資料コーナー、支所・出張所、図書館、市民館、公文書館、市民文化局人権・男女共同参画室に資料を配架します。

### 4 その他

・お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしませんので、御了承ください。なお、お寄せいただいた御意見の概要と、それに対する市の考え方と対応について、取りまとめを行い、川崎市ホームページで公表します。

・お知らせいただいた個人情報については、提出された御意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき、厳重に保護・管理されます。御意見の概要等を公表する際に、個人情報を公開することはありません。

問合せ先

市民文化局 人権・男女共同参画室 電話 (044)200-2316

## 政令指定都市におけるパートナーシップ宣誓制度導入状況

令和2年4月1日現在

No.	都市名	制度施行	根拠	対象	要件※			
					(1) 成年	(2) 住所	(3) 配偶者等	(4) 近親者
1	札幌市	H29.6.1	要綱	一方又は双方が性的マイノリティ	○	○	○	—
2	仙台市							
3	さいたま市	R2.4.1	要綱	一方又は双方が性的マイノリティ	○	○	○	○
4	千葉市	H31.1.29	要綱	性的マイノリティに限定しない(事実婚を含む。)	○	○	○	○
5	川崎市	R2.7.1 (予定)	要綱	一方又は双方が性的マイノリティ	○	○	○	○
6	横浜市	R1.12.2	要綱	性的マイノリティに限定しない(事実婚を含む。)	○	○	○	○
7	相模原市	R2.4.1	規則	一方又は双方が性的マイノリティ	○	○	○	○
8	新潟市	R2.4.1	要綱	一方又は双方が性的マイノリティ	○	○	○	○
9	静岡市							
10	浜松市	R2.4.1	要綱	性的マイノリティに限定しない(事実婚を含む。)	○	○	○	○
11	名古屋市							
12	京都市							
13	大阪市	H30.7.9	要綱	一方又は双方が性的マイノリティ	○	○	○	○
14	堺市	H31.4.1	要綱	一方又は双方が性的マイノリティ	○	○	○	○
15	神戸市							
16	岡山市							
17	広島市							
18	北九州市	R1.7.1	要綱	一方又は双方が性的マイノリティ	○	○	○	○
19	福岡市	H30.4.1	要綱	一方又は双方が性的マイノリティ	○	○	○	○
20	熊本市	H31.4.1	要綱	一方又は双方が性的マイノリティ	○	○	○	○

- ※ 要件 (1)成年又は20歳に達していること。  
(2)市内に住所を有している、又は転入を予定していること。  
(3)配偶者がいない、又は宣誓に係るパートナー以外の者とパートナーシップを有していないこと。  
(4)近親者でないこと。